

一般社団法人 日本臨床宗教師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、「一般社団法人日本臨床宗教師会」と称する。

2 当法人の英語表記は、「Society for Interfaith Chaplaincy in Japan」と称する。

(目的)

第2条 本法人は、被災地や医療機関、福祉施設等の公共空間で心のケアを提供する臨床宗教師の理念を基本とし、特定の宗教宗派に偏ることなく、互恵と協調を旨とし、スピリチュアルケア・宗教的ケアの普及と質的向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前項の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 臨床宗教師養成の支援及び連携
- (2) 臨床宗教師の実践及び教育に関わる研究
- (3) 臨床宗教師の継続教育及び相互研鑽
- (4) 臨床宗教師の資格認定
- (5) スピリチュアルケア・宗教的ケアの実践支援
- (6) 臨床宗教師に関わる啓発活動
- (7) 臨床宗教師の相互交流
- (8) 関係する諸機関との連携
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本法人の主たる事務所は、宮城県仙台市に置く。

(公告方法)

第5条 本法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第6条 本法人は、会員総会の他、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第7条 本法人は、第2条に定める目的に賛同し、本法人所定の様式による申込みをし、理事の推薦を得て、理事会で承認されたものを会員とする。

2 会員の種類は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 准会員

(3) 賛助会員

3 本法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員)

第8条 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本法人が主催若しくは指定する臨床宗教師の研修を修了した者
- (2) 本法人が主催若しくは指定する臨床宗教師の研修の指導者である者
- (3) 当法人より臨床宗教師の資格を授与された者
- (4) その他、理事会が認めた者

2 前項の定めにかかわらず、前項第1号及び第3号に定める者は、信徒の相談に応じる立場にある宗教者とする。

(准会員)

第9条 准会員は、スピリチュアルケア・宗教的ケアに関わる地位にあつて、公共空間における臨床経験が300時間以上である者とする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本法人の目的並びに事業に賛同する個人又は団体とする。

(会費)

第11条 会員は、別に定める会費を本法人に納入しなければならない。

(退会)

第12条 会員は、別に定める届出により、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その本法人の会員資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が期日を経過して3年以上されなかったとき
- (2) 総会員の同意があつたとき
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 団体会員にあつては、当該団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき

2 会員がその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(除名)

第14条 本法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会での議決又は会員総会における決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款に違反したとき
- (2) 本法人が定める「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説」に違反したとき
- (3) 本法人の名誉を著しく毀損したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(権利)

第15条 正会員及び准会員は、本法人が主催若しくは指定する臨床宗教師継続研修等に参加することができる。また、本法人に対し、臨床宗教師の資格認定を申請することができる。

2 賛助会員は、本法人が主催若しくは指定する臨床宗教師継続研修等にオブザーバーとして出席することができる。

(会員総会)

第16条 本法人の会員総会は、定時総会と臨時総会の2種とし、すべての正会員をもって構成する。

2 定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が臨時総会の開催を決議したとき

(2) 正会員の10分の1以上の者から臨時総会の開催を求められたとき

(3) 第22条第3項第4号により、監事が臨時総会の開催を求めたとき

4 会員総会の議長は、本法人の会長がこれにあたる。

5 会員総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、会員総会に出席できない正会員は、会長を代理人として議決権行使を委任することができる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会は、次の事項を決議する。

(1) 会費の金額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 定款の変更

(6) 解散、合併及び残余財産の帰属先

(7) 理事会において会員総会に付議した事項

(8) 前各号に定めるものの他、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

2 会員総会の決議は、会長を代理人として議決権行使を委任した正会員を含め、出席正会員の過半数の賛成による。

3 会員総会の議事については、関係法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(特別決議)

第19条 前条第2項にかかわらず、以下に掲げる事項については、すべての正会員の過半数であり、かつ、議決権の数が、総会員の議決権の数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(1) 本法人の会員の除名

(2) 本法人の監事の解任

(3) 本法人の定款の変更

(4) 本法人の解散及び合併

第3章 役員

(理事)

第20条 本法人の職務を執行するために、次に掲げる理事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上4名以内
- (3) 理事 10名以上30名以内

- 2 会長は、代表理事として、本法人の業務を総理し、本法人を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し特定の業務を掌る。
- 4 理事のうち1名を事務局長とし、別の1名を事務局次長とし、本法人の庶務を掌る。
- 5 理事は、法令及び定款並びに会員総会の決議を遵守し、本法人の目的遂行のために忠実にその職務を行わなければならない。
- 6 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。
- 7 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。

(理事の選任)

第21条 理事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び事務局長並びに事務局次長は、理事会において理事の中から互選により選任する。

(監事)

第22条 本法人に監事を置く。

- 2 監事は2名とする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 本法人の業務を監査すること
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 本法人の業務又は財産の状況について、毎事業年度、監査報告書を作成し、当該事業年度終了後3か月以内に理事会に提出すること
 - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び会員総会に報告すること
- 4 監事は、本法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べなければならない。
- 5 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。
- 6 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の選任)

第23条 監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

(理事及び監事の解任)

第24条 理事及び監事の解任は、会員総会の決議による。

(顧問)

第25条 本法人に、顧問を置く。

- 2 顧問は若干名とする。
- 3 顧問は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 顧問の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(理事及び監事並びに顧問の報酬)

第26条 理事及び監事並びに顧問は、無報酬とする。

(理事会)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、理事会開催日の1週間前までに各理事及び監事並びに顧問に対して通知する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、出席理事の過半数をもって行う。
- 5 前項にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。
- 6 理事会は、以下に掲げる事項について審議、決議する。
 - (1) 本法人の運営にかかる基本方針の決定
 - (2) 第3条に定める本法人の事業計画
 - (3) 会長、副会長、事務局長及び事務局次長の選任及び解任
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) その他、本法人の事業にかかる重要事項
- 7 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとし、会長及び監事が議事録に署名又は記名押印する。

第4章 会計

(事業年度)

第28条 本法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの1年間とする。

(事業報告及び決算)

第29条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時会員総会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 会長は、事業報告について、その内容を定時会員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時会員総会の承認を受けなければならない。

4 貸借対照表及び損益計算書については、会員総会の承認の後、公告しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第30条 本法人の事業計画及び収支予算については、会長が以下に掲げる書類を毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

(収入)

第31条 本法人の事業は、会費、本法人が主催する研修会等の参加費、他の団体及び個人からの寄付・助成金及びその他の雑収入並びに基金をもって当てる。

(会計の原則)

第32条 本法人は、公益法人会計基準その他の法令等で定めるところにより、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 本法人は、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を10年間保存しなければならない。

(基金)

第33条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 本定款は、会員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第36条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 会員総会の特別決議
- (2) 合併により当法人が消滅する場合
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) その他法令で定める事由

(残余財産)

第37条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団

法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第6章 委員会及び施行細則

（委員会）

第38条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

（施行細則）

第39条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会の議を経て細則として別に定める。

附則1 この定款は、平成29年2月27日から改正・施行する。